

令和2年度 豊田市立伊保小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、子ども、保護者、地域社会にとって信頼される場でなければならない。児童が安心して安全に過ごせる環境の中で、一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と誇りをもつことができる学校づくりに取り組んでいく。

学習や学校生活、行事等の様々な活動への児童の主体的な取組を大切にすると共に、「フレンド班活動」（縦割り班活動）を中心とした異学年交流や「きらりかがやき賞」による善行表彰などの取組を中心に、児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

いじめ対策委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、養護教諭で構成し、必要に応じて、担任や関係職員、スクールカウンセラーを加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「伊保小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員、保護者、地域代表による学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの現職教育で「いじめ防止対策マニュアル」を活用した研修を行う。

- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) 「いじめ対策委員会」の開催時期

年2回（4月・1月）職員全員で行うほか、毎月「子どもを語る会（情報交換会）」を行うとともに、いじめの兆候が見られた場合、速やかに臨時委員会を開いて対応する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
(フレンド班活動・きらり☆ともだちカード等)
- イ 児童の一人一人を大切にして、自己肯定感・自己有用感を育む指導に努める。
(きらりかがやき賞)
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、望ましい体験活動を通して、命の大切さ、相手を思いやる心を育てる。(あいさつ運動・人権集会等)
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

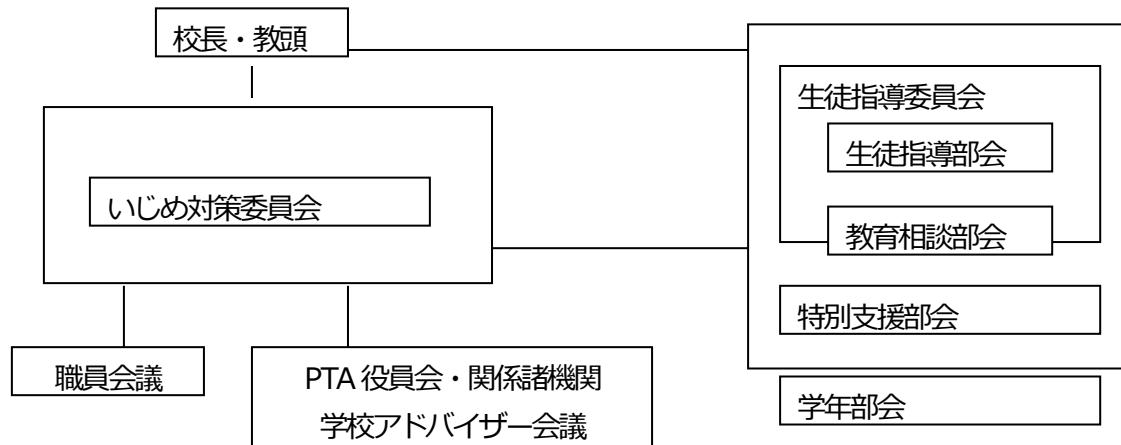
(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
(5月・10月・1月、および学級ごとに随時行う。)
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。(日記の活用)
- ウ いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、いじめ相談票を活用して職員で情報を共有し、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解を図り、保護者と協力して問題の解決にあたる。また、スクールカウンセラーのほか、状況によっては、豊田市青少年相談センター(パレクとよた)のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ防止のための組織を含めた指導体制



4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、その指示に基づいて、学校としての方針を明確にして対応する。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 伊保小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル (P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N) で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ全教職員による学校自己評価（年に2回実施、10月、2月）及び保護者アンケート（年に1回実施、11月）を行い、その結果を集計・分析し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「伊保小学校いじめ防止基本方針」は、印刷して保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 事案を取り扱う際には、個人情報の保護について十分に留意する。

<いじめ防止の取組 年間計画>

	いじめ防止対策に関する会議・研修等	特別活動の取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○現職教育「いじめ防止マニュアル」を活用した研修 ○児童理解のための校内情報交換会 「第1回子どもを語る会」 ○学校いじめ防止基本方針の内容の確認 ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふわふわことば」でみんななかよし（低学年） ↑ ○コミュニケーション力を高めよう「ふりかえりサイコロトーク」（低学年） ○コミュニケーション力を高めよう「できないことを伝える」（中高学年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室やスクールカウンセラーの相談活動について児童、保護者へお知らせ ○級訓を考える（めざす学級像） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童、保護者へのお知らせ ○身体測定 	○個別懇談会
5月			○情報モラリに関する道徳授業 ↑	<ul style="list-style-type: none"> ○「心のアンケート（いじめに関するアンケート）」 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○「伊保小学校いじめ防止基本方針」の配付とホームページへの掲載
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○あつたカソート大作戦（委員会） ○「いぱりリンピック」（縦割り班活動） 			○学校アドバイザー会議
7月			○スマホ安全教室（5年）		○保護者懇談会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○現職教育（いじめについて） ○中間評価→検証 				
9月				<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 □市独自の有隣いじめ調査 	○個別懇談会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による学校自己評価（いじめに関する取組の検証） 			<ul style="list-style-type: none"> ○「心のアンケート（いじめに関するアンケート）」 ○教育相談 	
11月			<ul style="list-style-type: none"> ○人権集会 ○人権に関する道徳授業 		<ul style="list-style-type: none"> ○人権集会（人権擁護団体・保護司による劇） ○保護者アンケート
12月			<ul style="list-style-type: none"> ○生活目標「ありがとうございますで新しい年を迎よう」きらりともだちカード強調月間 		
1月	○いじめ対策委員会 ↓			<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 ○「心のアンケート（いじめに関するアンケート）」 ○教育相談 ↓	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による学校自己評価（いじめに関する取組の検証） 	○6年生を送る会（縦割り班活動）	<ul style="list-style-type: none"> ○なわとび集会（縦割り班活動） 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校アドバイザー会議（学校自己評価と保護者アンケートの検討） ○SGさんに感謝する会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校アドバイザー評価の結果の検証と、「基本方針」の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ○生活目標「よいところをみつけて『ありがとう』をおくろう」きらりともだちカード強調月間 	<ul style="list-style-type: none"> □文科省「生徒指導上の着目問題調査」によるいじめ調査 	○個別懇談会
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○児童理解のための校内情報交換会 「子どもを語る会」（毎月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班活動（フレンド遊び、フレンド掃除、いぱりリンピック、6年生を送る会） 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班活動 ○善行表彰（きらりかがやき賞） ○認め合い（きらりともだちカード） ○自己有用感を感じられる学級・学校づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ○児童とふれあう中で、様子を把握する。 	